

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第31号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																																																																																																																																																														
1	<p>(代決)</p> <p>第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>副部長又は当該事務を担当する担当技監</td> <td>企画室長、総務室長、総合防災室長、<u>産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長</u>、雇用対策・労働室長若しくは競馬改革推進室長又は主管の総括課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>局長</td> <td>当該事務を担当する副局長</td> <td>他の副局長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>副局長</td> <td>[略]</td> <td>当該事務を担当する課長、担当課長又は特命課長</td> </tr> <tr> <td>企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、<u>産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長</u>、雇用対策・労働室長又は競馬改革推進室長</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>首席調査監</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総括課長</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>政策監</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調整監</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 出先機関における代決</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関</th> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">広域振興局</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土木センター所長</td> <td>主管の課長又は特命課長（技術企画に係る事務については、土木センター所長があらかじめ指定する職員）</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生物学研</td> <td>所長</td> <td>次長</td> <td>所長があらかじめ指定</td> </tr> </tbody> </table>	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	[略]			部長	副部長又は当該事務を担当する担当技監	企画室長、総務室長、総合防災室長、 <u>産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長</u> 、雇用対策・労働室長若しくは競馬改革推進室長又は主管の総括課長		[略]		[略]			局長	当該事務を担当する副局長	他の副局長		[略]		副局長	[略]	当該事務を担当する課長、担当課長又は特命課長	企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、 <u>産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長</u> 、雇用対策・労働室長又は競馬改革推進室長	[略]		[略]			首席調査監	[略]		総括課長	[略]		[略]			政策監	[略]		調整監	[略]		[略]			機 関	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	広域振興局	[略]			土木センター所長	主管の課長又は特命課長（技術企画に係る事務については、土木センター所長があらかじめ指定する職員）	[略]	[略]			[略]				生物学研	所長	次長	所長があらかじめ指定	<p>(代決)</p> <p>第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>副部長又は当該事務を担当する担当技監</td> <td>企画室長、総務室長、総合防災室長、<u>廃棄物特別対策室長</u>、雇用対策・労働室長若しくは競馬改革推進室長又は主管の総括課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>局長</td> <td>副局長又は担当技監</td> <td>主管の総括課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>副局長</td> <td>[略]</td> <td>当該事務を担当する課長又は担当課長</td> </tr> <tr> <td>企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、<u>国体室長</u>、<u>廃棄物特別対策室長</u>、雇用対策・労働室長又は競馬改革推進室長</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>首席調査監</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>首席ILC推進監</td> <td>ILC推進監</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総括課長</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>政策監</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ILC推進監</td> <td>当該事務を担当する特命課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調整監</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 出先機関における代決</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関</th> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">広域振興局</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土木センター所長</td> <td>副所長</td> <td>主管の課長（技術企画に係る事務については、土木センター所長があらかじめ指定する職員）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>主管の課長（技術企画に係る事務については、土木センター所長があらかじめ指定する職員）</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生物学研</td> <td>所長</td> <td>所長があらかじめ指定</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	[略]			部長	副部長又は当該事務を担当する担当技監	企画室長、総務室長、総合防災室長、 <u>廃棄物特別対策室長</u> 、雇用対策・労働室長若しくは競馬改革推進室長又は主管の総括課長		[略]		[略]			局長	副局長又は担当技監	主管の総括課長		[略]		副局長	[略]	当該事務を担当する課長又は担当課長	企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、 <u>国体室長</u> 、 <u>廃棄物特別対策室長</u> 、雇用対策・労働室長又は競馬改革推進室長	[略]		[略]			首席調査監	[略]		首席ILC推進監	ILC推進監		総括課長	[略]		[略]			政策監	[略]		ILC推進監	当該事務を担当する特命課長		調整監	[略]		[略]			機 関	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	広域振興局	[略]			土木センター所長	副所長	主管の課長（技術企画に係る事務については、土木センター所長があらかじめ指定する職員）		主管の課長（技術企画に係る事務については、土木センター所長があらかじめ指定する職員）	[略]		[略]			[略]				生物学研	所長	所長があらかじめ指定	
決裁権者	代決権者																																																																																																																																																															
	第1順位者	第2順位者																																																																																																																																																														
[略]																																																																																																																																																																
部長	副部長又は当該事務を担当する担当技監	企画室長、総務室長、総合防災室長、 <u>産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長</u> 、雇用対策・労働室長若しくは競馬改革推進室長又は主管の総括課長																																																																																																																																																														
	[略]																																																																																																																																																															
[略]																																																																																																																																																																
局長	当該事務を担当する副局長	他の副局長																																																																																																																																																														
	[略]																																																																																																																																																															
副局長	[略]	当該事務を担当する課長、担当課長又は特命課長																																																																																																																																																														
企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、 <u>産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長</u> 、雇用対策・労働室長又は競馬改革推進室長	[略]																																																																																																																																																															
[略]																																																																																																																																																																
首席調査監	[略]																																																																																																																																																															
総括課長	[略]																																																																																																																																																															
[略]																																																																																																																																																																
政策監	[略]																																																																																																																																																															
調整監	[略]																																																																																																																																																															
[略]																																																																																																																																																																
機 関	決裁権者	代決権者																																																																																																																																																														
		第1順位者	第2順位者																																																																																																																																																													
広域振興局	[略]																																																																																																																																																															
	土木センター所長	主管の課長又は特命課長（技術企画に係る事務については、土木センター所長があらかじめ指定する職員）	[略]																																																																																																																																																													
	[略]																																																																																																																																																															
[略]																																																																																																																																																																
生物学研	所長	次長	所長があらかじめ指定																																																																																																																																																													
決裁権者	代決権者																																																																																																																																																															
	第1順位者	第2順位者																																																																																																																																																														
[略]																																																																																																																																																																
部長	副部長又は当該事務を担当する担当技監	企画室長、総務室長、総合防災室長、 <u>廃棄物特別対策室長</u> 、雇用対策・労働室長若しくは競馬改革推進室長又は主管の総括課長																																																																																																																																																														
	[略]																																																																																																																																																															
[略]																																																																																																																																																																
局長	副局長又は担当技監	主管の総括課長																																																																																																																																																														
	[略]																																																																																																																																																															
副局長	[略]	当該事務を担当する課長又は担当課長																																																																																																																																																														
企画室長、総務室長、政策推進室長、地域振興室長、 <u>国体室長</u> 、 <u>廃棄物特別対策室長</u> 、雇用対策・労働室長又は競馬改革推進室長	[略]																																																																																																																																																															
[略]																																																																																																																																																																
首席調査監	[略]																																																																																																																																																															
首席ILC推進監	ILC推進監																																																																																																																																																															
総括課長	[略]																																																																																																																																																															
[略]																																																																																																																																																																
政策監	[略]																																																																																																																																																															
ILC推進監	当該事務を担当する特命課長																																																																																																																																																															
調整監	[略]																																																																																																																																																															
[略]																																																																																																																																																																
機 関	決裁権者	代決権者																																																																																																																																																														
		第1順位者	第2順位者																																																																																																																																																													
広域振興局	[略]																																																																																																																																																															
	土木センター所長	副所長	主管の課長（技術企画に係る事務については、土木センター所長があらかじめ指定する職員）																																																																																																																																																													
		主管の課長（技術企画に係る事務については、土木センター所長があらかじめ指定する職員）	[略]																																																																																																																																																													
	[略]																																																																																																																																																															
[略]																																																																																																																																																																
生物学研	所長	所長があらかじめ指定																																																																																																																																																														

究所			する職員
	次長	所長があらかじめ指定する職員	
[略]			
花巻空港事務所	所長	主管の課長	[略]
	課長	所長があらかじめ指定する職員	

(部長等共通専決事項)

第12条 本庁の部長、秘書広報室長及び局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)・(2) [略]
- (3) 副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、出納指導監、部付及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
- (4) 副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、出納指導監、部付及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (5) 副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、出納指導監、部付及び局付の休暇その他の服務並びに総括課長、所長、報道監及び調査監の服務に関すること。

(6)～(12) [略]

2・3 [略]

(企画室長等共通専決事項)

第13条 [略]

2 [略]

(副局長、企画室長、総務室長及び政策推進室長共通専決事項)

第14条 本庁の副局長、企画室長、総務室長及び政策推進室長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)～(8) [略]
- (9) 債権の管理に関すること（議会の議決に付すべきものを除く。）。

(10)～(17) [略]

2 [略]

(担当技監共通専決事項)

第15条 本庁の担当技監の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 部の担当事務の処理方針の決定及び実施に関すること。
- (2)～(7) [略]

(総括課長等共通専決事項)

第16条 本庁の総合防災室長、地域振興室長、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長、雇用対策・労働室長、競馬改革推進室長、総括課長、所長及び出納指導監の専決できる事項は、次のとおりとする（担当技監を置く部局等の総括課長にあっては、第11号を除く。）。

(1)～(15) [略]

2 [略]

(課長等共通専決事項)

第17条 本庁の課長、担当課長、特命課長、報道監、防災危機管理監、調査監、政策監、調整監及び競馬改革推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(20) [略]

(総務部の部長、室長、総括課長、所長、課長及び担当課長の専決事項)

第21条 総務室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

入札課長専決事項

(1) [略]

究所		する職員	
[略]			
花巻空港事務所	所長	次長	[略]

(部長等共通専決事項)

第12条 本庁の部長、秘書広報室長及び局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)・(2) [略]
- (3) 副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席I L C推進監、出納指導監、部付及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
- (4) 副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席I L C推進監、出納指導監、部付及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (5) 副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席I L C推進監、出納指導監、部付及び局付の休暇その他の服務並びに総括課長、所長、報道監及び調査監の服務に関すること。

(6)～(12) [略]

2・3 [略]

(企画室長等共通専決事項)

第13条 [略]

2 [略]

3 本庁の首席I L C推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) I L C推進監の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。
- (2) I L C推進監の休暇その他の服務及び職員の服務に関すること。
- (3) I L C推進監の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(副局長、企画室長、総務室長及び政策推進室長共通専決事項)

第14条 本庁の副局長、企画室長、総務室長及び政策推進室長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)～(8) [略]
- (9) 債権の管理に関すること（議会の議決に付すべきもの及び第35条第1項の表16の項に掲げる事項を除く。）。

(10)～(17) [略]

2 [略]

(担当技監共通専決事項)

第15条 本庁の担当技監の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 部局等の担当事務の処理方針の決定及び実施に関すること。
- (2)～(7) [略]

(総括課長等共通専決事項)

第16条 本庁の総合防災室長、地域振興室長、国体室長、廃棄物特別対策室長、雇用対策・労働室長、競馬改革推進室長、総括課長、所長及び出納指導監の専決できる事項は、次のとおりとする（担当技監を置く部局等の総括課長にあっては、第11号を除く。）。

(1)～(15) [略]

2 [略]

(課長等共通専決事項)

第17条 本庁の課長、担当課長、特命課長、報道監、調査監、防災危機管理監、政策監、I L C推進監、調整監及び競馬改革推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(20) [略]

(総務部の部長、室長、総括課長、所長、課長及び担当課長の専決事項)

第21条 総務室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

入札課長専決事項

(1) [略]

放射線影響対策課長専決事項

- (1) 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波（以下「東日本大震災津波」という。）に伴う原子力発電所の事故による放射性物質影響対策の総合的な企画及び調整に関するこ

2 [略]

3 予算調製課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 財政調整基金、県債管理基金、公共施設等整備基金及び地域振興基金に関すること。

(2)～(4) [略]

[略]

4～6 [略]

7 総合防災室の分掌事務について、室長、防災危機管理監、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

防災危機管理担当課長専決事項

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

防災消防課長専決事項

(1)～(4) [略]

(5) 消防防災統計に関すること。

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

[略]

8 [略]

(政策地域部の部長、室長、総括課長、監、課長及び担当課長の専決事項)

第22条 政策推進室の分掌事務について、部長、室長、監及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

調整監専決事項

(1) 地域経営推進費に関すること。

[略]

2 市町村課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(4) [略]

(5) 市町村総合補助金に関すること。

(6)～(8) [略]

[略]

3～5 [略]

(環境生活部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第23条 [略]

2 [略]

3 資源循環推進課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

資源循環担当課長専決事項

と(他課等の主管に属するものを除く。)。

2 [略]

3 予算調製課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 財政調整基金、県債管理基金及び地域振興基金に関すること。

(2)～(4) [略]

[略]

4～6 [略]

7 総合防災室の分掌事務について、室長、防災危機管理監、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

防災危機管理担当課長専決事項

(1) 消防防災統計に関すること。

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

防災消防課長専決事項

(1)～(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

[略]

8 [略]

(政策地域部の部長、室長、総括課長、監、課長及び担当課長の専決事項)

第22条 政策推進室の分掌事務について、部長、室長、監及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

調整監専決事項

(1) 地域経営推進費に関すること (市町村課の主管に属するものを除く。)。

[略]

2 市町村課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(4) [略]

(5) 地域経営推進費に関すること (市町村に交付するものに限る。)。

(6)～(8) [略]

[略]

3～5 [略]

(環境生活部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第23条 [略]

2 [略]

3 資源循環推進課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

資源循環担当課長専決事項

(1)～(4) [略]

災害廃棄物対策課長専決事項

(1) 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波（以下「東日本大震災津波」という。）により発生した災害廃棄物の処理に関する事

4～6 [略]

7 産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1) [略]

調査追及課長専決事項

(1) 二戸市上斗米地区における産業廃棄物の不法投棄対策に係る調査追及に関する事

事

再生・整備課長専決事項

(1) [略]

(保健福祉部の部長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第24条 [略]

2 医療推進課の分掌事務について、部長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

医療担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

[略]

3・4 [略]

5 長寿社会課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

高齢福祉担当課長専決事項

(1)～(5) [略]

(6) 緩和ケアに関する事（医療推進課の主管に属するものを除く。）。

[略]

6 障がい保健福祉課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 障害者自立支援法に基づく旧法指定施設に係る廃止並びに指定の辞退及び取消しの公示に関する事（広域振興局長への委任事項を除く。）。

(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指定知的障害児施設等（同法に基づく指定医療機関を除く。）の指定に関する事（広域振興局長への委任事項を除く。）。

(5) 精神障害者社会復帰施設の改善命令、事業の停止又は事業の廃止の命令に関する事。

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(1)～(4) [略]

4～6 [略]

7 廃棄物特別対策室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1) [略]

(2) 二戸市上斗米地区における産業廃棄物の不法投棄対策に係る調査追及に関する事

事

(3) 東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の処理方針の決定に関する事。

再生・整備課長専決事項

(1) [略]

災害廃棄物対策課長専決事項

(1) 東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の処理に関する事。

(保健福祉部の部長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第24条 [略]

2 医療推進課の分掌事務について、部長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

医療担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 緩和ケアに関する事。

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

[略]

3・4 [略]

5 長寿社会課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

高齢福祉担当課長専決事項

(1)～(5) [略]

[略]

6 障がい保健福祉課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 障害者自立支援法に基づく指定の辞退及び取消しの公示に関する事（広域振興局長への委任事項を除く。）。

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(15) [略]

(16) [略]

療育精神担当課長専決事項

(1) [略]

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）及び障害者自立支援法の規定による診療内容及び診療報酬の請求の審査並びに診療報酬の額の決定に関すること（知的障害児及び精神障害者に係るものに限る。）。

(3) 児童入所施設措置委託費（知的障害児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設及び児童福祉法に基づく指定医療機関に係るものに限る。）に関すること。

[略]

7 児童家庭課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 児童福祉施設（指定知的障害児施設等（児童福祉法に基づく指定医療機関を除く。）を除く。）の改善命令に関すること。

(2)～(4) [略]

健全育成担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 児童福祉施設（指定知的障害児施設等（児童福祉法に基づく指定医療機関を除く。）を除く。）の最低基準検査に関すること。

(4) [略]

(5) 児童入所施設措置委託費（知的障害児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設及び児童福祉法に基づく指定医療機関に係るものを除く。）に関すること。

(6) [略]

(7) [略]

(8) 児童手当及び子ども手当に関すること（総務事務センターの主管に属するものを除く。）。

少子化担当課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 児童福祉施設（保育所に限る。）の最低基準の検査に関すること。

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

（農林水産部の室長、担当技監、総括課長、課長、担当課長及び特命課長の専決事項）

第26条 [略]

2～10 [略]

11 森林整備課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(5) [略]

(6) 森林施業計画の認定に関すること。

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

計画担当課長専決事項

(13) [略]

(14) [略]

療育精神担当課長専決事項

(1) [略]

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）及び障害者自立支援法の規定による診療内容及び診療報酬の請求の審査並びに診療報酬の額の決定に関すること（精神障害者に係るものに限る。）。

(3) 児童入所施設措置委託費（障害児入所施設及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指定医療機関に係るものに限る。）に関すること。

[略]

7 児童家庭課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 児童福祉施設（障害児入所施設等（児童福祉法に基づく指定医療機関を除く。）を除く。）の改善命令に関すること。

(2)～(4) [略]

健全育成担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) 児童入所施設措置委託費（障害児入所施設及び児童福祉法に基づく指定医療機関に係るものを除く。）に関すること。

(5) [略]

(6) [略]

少子化担当課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) 児童手当及び子ども手当に関すること（総務事務センターの主管に属するものを除く。）。

(13) [略]

（農林水産部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項）

第26条 [略]

2～10 [略]

11 森林整備課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(5) [略]

(6) 森林経営計画の認定に関すること。

(7) 森林施業計画の変更に関すること。

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

計画担当課長専決事項

(1) 森林施業計画作成の助言に関すること。

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

[略]

12・13 [略]

14 漁港漁村課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(7) [略]

整備担当課長専決事項

(1) 水産基盤の整備の計画及び実施に関すること。

(2) 海岸保全施設（漁港区域に係る部分に限る。）の計画及び整備に関すること。

(3) 漁港施設災害復旧事業及び漁港災害関連事業に係る計画及び実施に関すること。

15 [略]

（県土整備部の室長、総括課長、課長、担当課長及び特命課長の専決事項）

第27条 [略]

2～5 [略]

6 砂防災害課の分掌事務について、総括課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) [略]

特命課長専決事項

(1) 砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域等の維持管理に関すること。

7・8 [略]

9 建築住宅課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

住宅担当課長専決事項

(1)～(8) [略]

建築指導課長専決事項

(1)～(5) [略]

[略]

10 [略]

11 空港課の分掌事務について、総括課長、担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

空港担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

特命課長専決事項

(1) 国際線の誘致に係る施策の実施に関すること。

(2) 国際線の受入れ態勢の整備に関すること。

（復興局の総括課長、課長、担当課長及び特命課長の専決事項）

第27条の2 [略]

2 企画課の分掌事務について、総括課長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

計画課長専決事項

(1) [略]

3・4 [略]

(1) 森林経営計画作成の助言に関すること。

(2) 森林施業計画変更の助言に関すること。

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

[略]

12・13 [略]

14 漁港漁村課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(7) [略]

漁港担当課長専決事項

(1) 水産基盤の整備の計画及び実施に関すること。

(2) 漁港施設災害復旧事業及び漁港災害関連事業に係る計画及び実施に関すること。

海岸担当課長専決事項

(1) 海岸保全施設（漁港区域に係る部分に限る。）の計画及び整備に関すること。

15 [略]

（県土整備部の室長、総括課長、課長、担当課長及び特命課長の専決事項）

第27条 [略]

2～5 [略]

6 砂防災害課の分掌事務について、総括課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) [略]

(2) 砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等の維持管理に関すること。

特命課長専決事項

(1) 公共土木施設の災害復旧事業に関すること（東日本大震災津波に係るものに限る。）。

7・8 [略]

9 建築住宅課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

住宅課長専決事項

(1)～(8) [略]

建築指導担当課長専決事項

(1)～(5) [略]

[略]

10 [略]

11 空港課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

空港担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

（復興局の総括課長、課長及び担当課長の専決事項）

第27条の2 [略]

2 企画課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

計画担当課長専決事項

(1) [略]

3・4 [略]

5 生活再建課の分掌事務について、総括課長、課長、担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

被災者支援課長

(1) [略]

再建資金担当課長

(1) 東日本大震災津波に係る災害救助物資の収用等のための立入検査に関すること。

(2) 東日本大震災津波に係る災害救助物資の保管者からの報告徴収及び当該災害救助物資の保管場所への立入検査に関すること。

特命課長専決事項

(1) [略]

(広域振興局長専決事項)

第29条 広域振興局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(7) [略]

(8) 権限移譲に伴う人的支援制度に係る事務に関すること。

(9) [略]

2 [略]

3 第1項に定めるもののほか、盛岡広域振興局長、沿岸広域振興局長及び県北広域振興局長は、次に掲げる事項（沿岸広域振興局長及び県北広域振興局長にあっては、副局長の権限に係るものを除く。）を専決することができる。

(1)～(6) [略]

(7) 特定非営利活動法人の設立、定款の変更、残余財産の譲渡及び合併の認証並びに解散の認定に関すること。

(8)～(11) [略]

(室長等共通専決事項)

第32条 前条の規定にかかわらず、広域振興部の部又は行政センターに置く室の長、経営企画部企画推進課長、土木部の調整課長、ダム管理事務所長及びダム建設事務所長、盛岡広域振興部の経営企画部産業振興課長及び林務部林業振興課長、県南広域振興部の総務部総務課長及び農政部農政調整課長、沿岸広域振興部の農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹、農林調整課長、岩泉林務出張所長及び水産部の水産調整課長並びに県北広域振興局農政部農政調整課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 室、所又は課の事務（沿岸広域振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹にあっては、担当する事務）の処理方針の決定及び実施に関すること。

(2)・(3) [略]

(4) 職員の休暇その他の服務に関すること（沿岸広域振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹を除き、経営企画部の企画推進課長、水産部の水産調整課長、土木部の調整課長及びダム管理事務所長、盛岡広域振興部の経営企画部産業振興課長及び林務部林業振興課長、県南広域振興部の総務部総務課長及び農政部農政調整課長並びに県北広域振興局農政部農政調整課長にあっては、軽易な事項に係るものに限る。）。

(5)～(12) [略]

2 前条第2項の規定にかかわらず、広域振興局長に委任された事務のうち次の表の左欄に定める広域振興部の職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第1において同じ。）にある者が専決できる事項は、別表第1に掲げるとおりとする。

部に置く室の長等	[略]
センターに置く室の長等	経営企画部地域振興センターの県税室長及び管理主幹、農林部又は農政部の農林振興センター林務室長、県北広域振興局農政部農林振興センター農村整備室長並びに沿岸広域振興局土木部土木センターのダム建設事務所長

3 [略]

(保健福祉環境部長等専決事項)

第35条 広域振興部の保健福祉環境部長及び保健福祉環境部保健福祉環境センター所長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。

5 生活再建課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

被災者支援担当課長専決事項

(1) [略]

(2) 東日本大震災津波に係る災害救助物資の収用等のための立入検査に関すること。

(3) 東日本大震災津波に係る災害救助物資の保管者からの報告徴収及び当該災害救助物資の保管場所への立入検査に関すること。

相談支援担当課長専決事項

(1) [略]

(広域振興局長専決事項)

第29条 広域振興局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(7) [略]

(8) [略]

2 [略]

3 第1項に定めるもののほか、盛岡広域振興局長、沿岸広域振興局長及び県北広域振興局長は、次に掲げる事項（沿岸広域振興局長及び県北広域振興局長にあっては、副局長の権限に係るものを除く。）を専決することができる。

(1)～(6) [略]

(7) 特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び仮認定非営利活動法人を除く。以下この項及び次条第1項及び第2項において同じ。）の設立、定款の変更、残余財産の譲渡及び合併の認証並びに解散の認定に関すること。

(8)～(11) [略]

(室長等共通専決事項)

第32条 前条の規定にかかわらず、広域振興部の部又は行政センターに置く室の長、経営企画部企画推進課長、土木部の調整課長、ダム管理事務所長及びダム建設事務所長、盛岡広域振興部の経営企画部産業振興課長及び林務部林業振興課長、県南広域振興部の総務部総務課長及び農政部農政調整課長、沿岸広域振興部の農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹、農林調整課長、岩泉林務出張所長、水産部の水産調整課長及び土木部の土木センター副所長並びに県北広域振興局農政部農政調整課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 室、所又は課の事務（沿岸広域振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹及び土木部の土木センター副所長にあっては、担当する事務）の処理方針の決定及び実施に関すること。

(2)・(3) [略]

(4) 職員の休暇その他の服務に関すること（沿岸広域振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹を除き、経営企画部の企画推進課長、水産部の水産調整課長、土木部の調整課長及びダム管理事務所長、盛岡広域振興部の経営企画部産業振興課長及び林務部林業振興課長、県南広域振興部の総務部総務課長及び農政部農政調整課長、沿岸広域振興局土木部土木センター副所長並びに県北広域振興局農政部農政調整課長にあっては、軽易な事項に係るものに限る。）。

(5)～(12) [略]

2 前条第2項の規定にかかわらず、広域振興局長に委任された事務のうち次の表の左欄に定める広域振興部の職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第1において同じ。）にある者が専決できる事項は、別表第1に掲げるとおりとする。

部に置く室の長等	[略]
センターに置く室の長等	経営企画部地域振興センターの県税室長及び管理主幹、農林部又は農政部の農林振興センター林務室長、県北広域振興局農政部農林振興センター農村整備室長並びに沿岸広域振興局土木部土木センターの <u>副所長</u> 及びダム建設事務所長

3 [略]

(保健福祉環境部長等専決事項)

第35条 広域振興部の保健福祉環境部長及び保健福祉環境部保健福祉環境センター所長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。

事務	専決権者		備考
	保健福祉 環境部長	保健福祉 環境部保 健福祉環 境センタ ー所長	
[略]			
15 [略]	[略]		

2・3 [略]

(農林部長等専決事項)

第36条 広域振興局の農政部長、林務部長及び農林部長、農政部又は農林部の農林振興センター所長並びに農政部農村整備センター所長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務(同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。)とする。

事務	専決権者					備考
	農政部 長	林務部 長	農林部 長	農政部 又は農 林部の 農林振 興セン ター所 長	農政部 農村整 備セン ター所 長	
[略]						
10 農地又は採草牧草地の 権利移動の許可に関する こと。	○		○			
[略]						

2～4 [略]

(工業技術集積支援センター所長専決事項)

第48条 工業技術集積支援センター所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 自動車関連産業人材育成等支援事業の決定等に関すること。

(2) [略]

別表第1 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、部長及び部に置く室の長等
共通専決事項(第5条、第30条—第32条関係)

事務	専決権者					備考
	副 局 長	部 長	部 に 置 く 室 の 長 等	セ ン タ ー に 置 く 室 の 長 等	セ ン タ ー に 置 く 室 の 長 等	
[略]						
20 地域経営推進費に係る決定 に関すること(別に定めるもの を除く。)	[略]					県南広域振興局副局長 に限る。

[略]

事務	専決権者		備考
	保健福祉 環境部長	保健福祉 環境部保 健福祉環 境センタ ー所長	
[略]			
15 [略]	[略]		
16 地方自治法施行令第171条の6の規 定に基づく履行延期の特約又は処分の 決定に関すること(生活保護法第63条 の規定による返還及び同法第78条の規 定に基づく徴収に係るものに限る。)	○	○	保健福祉環境センタ ー所長にあっては、宮 古保健福祉環境センタ ー所長及び二戸保健福 祉環境センター所長に 限る。

2・3 [略]

(農林部長等専決事項)

第36条 広域振興局の農政部長、林務部長及び農林部長、農政部又は農林部の農林振興センター所長並びに農政部農村整備センター所長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務(同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。)とする。

事務	専決権者					備考
	農政部 長	林務部 長	農林部 長	農政部 又は農 林部の 農林振 興セン ター所 長	農政部 農村整 備セン ター所 長	
[略]						
10 削除						
[略]						

2～4 [略]

(工業技術集積支援センター所長専決事項)

第48条 工業技術集積支援センター所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 自動車関連産業創出推進事業に係る補助金の交付決定等に関すること(自動車関連
産業創出推進事業費補助金に係るものを除く。)

(2) [略]

別表第1 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、部長及び部に置く室の長等
共通専決事項(第5条、第30条—第32条関係)

事務	専決権者					備考
	副 局 長	部 長	部 に 置 く 室 の 長 等	セ ン タ ー に 置 く 室 の 長 等	セ ン タ ー に 置 く 室 の 長 等	
[略]						
20 地域経営推進費に係る決定 に関すること(別に定めるもの を除く。)	[略]					沿岸広域振興局及び県 北広域振興局の副局長に あっては、駐在場所を所管 する行政センターに係る もの(市町村事業に限る。)に限る。

[略]

別表第2 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び経営企画部長等専決事項
(第5条、第30条、第33条関係)

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長等	センターに置く室の長等	
[略]							
14 地方自治法(昭和22年法律第67号)の施行に関する事務	第219条第2項、第233条第6項及び第252条の17の11	報告の受理		○		○	[略]
	第296条の5第2項	財産処分の同意		○		○	
	第296条の6第1項	[略]					
[略]							

別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項(第5条、第30条、第35条関係)

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長	センター所長	
[略]							
16 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の施行に関する事務	第18条第1項	報告の徴収(産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室の所管に係るものを除く。)					[略]
	第19条第1項	立入検査(産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室の所管に係るものを除く。)					[略]
	第19条の3	改善命令(産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室の所管に係るものを除く。)					[略]
	第19条の5第1項及び第19条の6第1項	措置命令(産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室の所管に係るものを除く。)					[略]
[略]							

別表第2 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び経営企画部長等専決事項
(第5条、第30条、第33条関係)

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長等	センターに置く室の長等	
[略]							
14 地方自治法(昭和22年法律第67号)の施行に関する事務	第296条の6第1項	[略]					[略]
[略]							

別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項(第5条、第30条、第35条関係)

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長	センター所長	
[略]							
16 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の施行に関する事務	第18条第1項	報告の徴収(廃棄物特別対策室の所管に係るものを除く。)					[略]
	第19条第1項	立入検査(廃棄物特別対策室の所管に係るものを除く。)					[略]
	第19条の3	改善命令(廃棄物特別対策室の所管に係るものを除く。)					[略]
	第19条の5第1項及び第19条の6第1項	措置命令(廃棄物特別対策室の所管に係るものを除く。)					[略]
[略]							

[略]					
44 社会福祉法 (昭和26年法律第45号)の施行に関する事務	[略]	第70条	[略]		
	第73条第1項	寄附金の募集の許可(社会福祉法人岩手県社会福祉協議会、社会福祉法人岩手県共同募金会及び社会福祉法人岩手県社会福祉事業団に係るものを除く。)	○		県南広域振興局保健福祉環境部長に限る。
	第73条第3項	報告の受理(社会福祉法人岩手県社会福祉協議会、社会福祉法人岩手県共同募金会及び社会福祉法人岩手県社会福祉事業団に係るものを除く。)	○		
[略]					
51 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の施行に関する事務	[略]	第12条の3第1項	[略]		
[略]					
52 障害者自立支援法の施行に関する事務	[略]	第29条第1項及び第32条第1項	[略]		[略]
		第41条第1項	[略]		
		第46条、第79条第2項から第4項まで及び第83条第3項			
		第48条第1項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)、第81条第1項及び第85条第1項			

[略]					
44 社会福祉法 (昭和26年法律第45号)の施行に関する事務	[略]	第70条	[略]		
[略]					
51 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の施行に関する事務	[略]	第12条の3第2項	[略]		
[略]					
52 障害者自立支援法の施行に関する事務	[略]	第29条第1項及び第51条の14第1項	[略]		[略]
		第41条第1項及び第51条の21第1項	[略]		
		第46条、第51条の2第2項第1号、第3項及び第4項、第51条の25第1項及び第2項、第51条の31第2項第1号、第3項及び第4項、第79条第2項から第4項まで並びに第83条第3項			
		第48条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)、第51条の3第1項、第51条の27第1項、第51条の32第1項			

第51条第1号	公示(旧法指定施設及び指定の取消しに係るものを除く。)	[略]			
第51条第2号から第4号まで	公示(旧法指定施設に係るものに限る。)		○		県南広域振興局保健福祉環境部長に限る。
第63条	[略]				センター所長にあつては、 <u>花巻保健福祉環境センター所長及び一関保健福祉環境センター所長を除く。</u>
第88条第8項	[略]				
第88条第9項					
	[略]				
[略]					
57 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)の施行に関する事務	[略]	第15条の2第1項	[略]		
	[略]				
59 児童福祉法の施行に関する事務	第11条第1項第2号イ	[略]			

	、第81条第1項及び第85条第1項								
第51条第1号及び第2号並びに第51条の30第1項第1号及び第2号	公示	[略]							
第63条	[略]								
[略]									
第88条第9項	[略]								
第88条第10項									
	[略]								
[略]									
57 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)の施行に関する事務	[略]	第15条の2第2項	[略]						
	[略]								
59 児童福祉法の施行に関する事務	第11条第1項第2号イ	[略]							
	第21条の5の3第1項及び第24条の2第1項	指定		○		○			センター所長にあつては、 <u>花巻保健福祉環境センター</u>
	第21条の5の16第1項及び第24条の10第1項	指定の更新		○		○			所長及び一関保健福祉環境センター所長を除く。
	第21条の5の19第1項及び第2項、第21条の5の25第2項第1号、第3項及び第4項(第24条の19の2において準用する場合を含む。)、第24条の13、第24条の38第2項第1号、第3項及び第4項、第30条第1項及び第2項、第34条の3第3項及び第4項	届出の受理		○		○			

[略]	
第188条第1項 及び第2項	[略]
[略]	

[略]

別表第8 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び土木部長等専決事項（第5条、第30条、第38条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長	センター所長	
[略]							
41	[略]	[略]					
42	[略]	[略]					
[略]							

[略]

別表第12 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
[略]			
岩手県福祉総合相談センター所長	[略]		
	2 児童福祉の施行に関する事務	[略]	
		第11条第2項	[略]
		第24条の2第1項(第63条の3の2第3項において適用する場合を含む。)	障害児施設給付費の支給
		第24条の3第2項、第4項、第6項、第8項及び第10項(第24条の7第2項において準用する場合及び第63条の3の2第3項において適用する場合を含む。)	障害児施設給付費の支給の要否の決定、支給期間の決定、受給者証の交付、障害児施設給付費の支払い及び請求の審査
		第24条の4第1項及び第2項(第63条の3の2第3項において適用する場合を含む。)	施設給付決定の取消し及び受給者証の返還
		第24条の6第1項(第63条の3の2第3項において適用する場合を含む。)	高額障害児施設給付費の支給
		第24条の7第1項(第63条の3の2第3項において適用する場合を含む。)	[略]
		第24条の19第1項及び第2項(第63条の3の2第3項において適用する場合を含む。)	指定知的障害児施設等に関する情報提供、利用相談及び助言並びに施設利用のあっ

[略]	
第188条第1項 から第3項まで	[略]
[略]	

[略]

別表第8 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び土木部長等専決事項（第5条、第30条、第38条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長	センター所長	
[略]							
41	[略]	[略]					
41の2	被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)の施行に関する事務	第7条第1項 建築行為等の許可		○		○	
42	[略]	[略]					
[略]							

[略]

別表第12 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
[略]			
岩手県福祉総合相談センター所長	[略]		
	2 児童福祉の施行に関する事務	[略]	
		第11条第2項	[略]
		第21条の5の20第1項及び第24条の14の2第1項	連絡調整等
		第24条の2第1項(第24条の24第2項において適用する場合を含む。)	障害児入所給付費の支給
		第24条の3第2項、第4項、第6項、第8項及び第10項(第24条の7第2項において準用する場合及び第24条の24第2項において適用する場合を含む。)	障害児入所給付費の支給の要否の決定、支給期間の決定、受給者証の交付、障害児入所給付費の支払い及び請求の審査
		第24条の4第1項及び第2項(第24条の24第2項において適用する場合を含む。)	入所給付決定の取消し及び受給者証の返還
		第24条の6第1項(第24条の24第2項において適用する場合を含む。)	高額障害児入所給付費の支給
		第24条の7第1項(第24条の24第2項において適用する場合を含む。)	[略]
		第24条の19第1項及び第2項(第24条の24第2項において適用する場合を含む。)	指定障害児入所施設等に関する情報提供、利用相談及び助言並びに施設利用のあっ

		せん又は調整及び施設利用の要請	
	第24条の20第1項及び第4項(第63条の3の2第3項において適用する場合を含む。)	障害児施設医療費の支給及び障害児施設医療費の支払い	
	第27条第1項及び第2項	[略]	
	[略]		
	第57条の4	[略]	
	第63条の2第1項及び第2項	在所期間の延長等	
	第63条の3第1項	入所等の措置	
	第63条の3の2第1項から第3項まで	満18歳以上の者に対する障害児施設給付費等の支給	
	[略]		
	4 [略]	[略]	
	5 重症心身障害児(者)通園事業に関する事務	重症心身障害児(者)通園事業の利用者の決定及び契約等	
児童相談所長	1 児童福祉法の施行に関する事務	[略]	
		第11条第2項	[略]
		第24条の3第2項、第4項、第6項及び第10項(第24条の7第2項において準用する場合及び第63条の3の2第3項において適用する場合を含む。)	障害児施設給付費の支給の要否の決定、支給期間の決定、受給者証の交付及び請求の審査
		第24条の4第1項及び第2項(第63条の3の2第3項において適用する場合を含む。)	施設給付費の取消し及び受給者証の返還
		第24条の19第1項及び第2項(第63条の3の2第3項において適用する場合を含む。)	指定知的障害児施設等に関する情報提供、利用相談及び助言並びに施設利用のあっせん又は調整及び施設利用の要請
		第27条第1項及び第2項	[略]
		[略]	
		第57条の4	[略]
		第63条の2第1項及び第2項	在所期間の延長等
		第63条の3第1項	入所等の措置
		第63条の3の2第1項、第2項及び第3項	満18歳以上の者に対する障害児施設給付費等の支給(支払に関する事務を除く。)
		2 [略]	[略]
		3 重症心身障害児(者)通園事業に関する事務	重症心身障害児(者)通園事業の利用者の決定及び契約等

		せん又は調整及び施設利用の要請	
	第24条の20第1項及び第4項(第24条の24第2項において適用する場合を含む。)	障害児入所医療費の支給及び障害児入所医療費の支払い	
	第24条の24第1項	満18歳以上の者に対する障害児入所給付費等の支給	
	第27条第1項及び第2項	[略]	
	[略]		
	第57条の4	[略]	
	[略]		
	4 [略]	[略]	
児童相談所長	1 児童福祉法の施行に関する事務	[略]	
		第11条第2項	[略]
		第21条の5の20第1項及び第24条の14の2第1項	連絡調整等
		第24条の3第2項、第4項、第6項及び第10項(第24条の7第2項において準用する場合及び第24条の24第2項において適用する場合を含む。)	障害児入所給付費の支給の要否の決定、支給期間の決定、受給者証の交付及び請求の審査
		第24条の4第1項及び第2項(第24条の24第2項において適用する場合を含む。)	入所給付費の取消し及び受給者証の返還
		第24条の19第1項及び第2項(第24条の24第2項において適用する場合を含む。)	指定障害児入所施設等に関する情報提供、利用相談及び助言並びに施設利用のあっせん又は調整及び施設利用の要請
		第24条の24第1項	満18歳以上の者に対する障害児入所給付費等の支給
		第27条第1項及び第2項	[略]
		[略]	
		第57条の4	[略]
		2 [略]	[略]
		3 重症心身障害児(者)通園事業に関する事務	重症心身障害児(者)通園事業の利用者の決定及び契約等

[略]		[略]																																																																													
[略]		[略]																																																																													
2	別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項（第5条、第30条、第35条関係）	別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項（第5条、第30条、第35条関係）																																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事務</th> <th rowspan="2">条項</th> <th rowspan="2">内容</th> <th colspan="2">専決事項</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>副局長</th> <th>部に置く室の長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">[略]</td> </tr> <tr> <td>5 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の施行に関する事務</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>第13条第1項及び第13条の2第1項</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	事務	条項	内容	専決事項		備考	副局長	部に置く室の長	[略]						5 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の施行に関する事務	[略]	[略]					第13条第1項及び第13条の2第1項						[略]					[略]						<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事務</th> <th rowspan="2">条項</th> <th rowspan="2">内容</th> <th colspan="2">専決事項</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>副局長</th> <th>部に置く室の長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">[略]</td> </tr> <tr> <td>5 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の施行に関する事務</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>第13条第1項、第13条の2第1項及び第13条の3第1項</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	事務	条項	内容	専決事項		備考	副局長	部に置く室の長	[略]						5 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の施行に関する事務	[略]	[略]					第13条第1項、第13条の2第1項及び第13条の3第1項						[略]					[略]						
事務	条項				内容	専決事項		備考																																																																							
		副局長	部に置く室の長																																																																												
[略]																																																																															
5 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の施行に関する事務	[略]	[略]																																																																													
	第13条第1項及び第13条の2第1項																																																																														
	[略]																																																																														
[略]																																																																															
事務	条項	内容	専決事項		備考																																																																										
			副局長	部に置く室の長																																																																											
[略]																																																																															
5 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の施行に関する事務	[略]	[略]																																																																													
	第13条第1項、第13条の2第1項及び第13条の3第1項																																																																														
	[略]																																																																														
[略]																																																																															
備考 改正部分は、下線の部分である。																																																																															

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年6月1日から施行する。